

研 究

## 重要な他者

——関係性の構築と犯罪からの離脱——

Significant Others:

Social Relation and Desistance from Crime

山 梨 光 貴\*

### 目 次

- I 犯罪からの離脱と他者
- II 元犯罪者にとっての「重要な他者」
- III 「重要な他者」としての当事者
- IV 政策への示唆

### I 犯罪からの離脱と他者

マルナ (S. Maruna) によれば、犯罪から離脱している元犯罪者は、一貫した向社会的なアイデンティティを形成すると同時に創造的で建設的な活動にすすんで従事しているというが、それは元犯罪者の全くの独力で達成できるものではない。元犯罪者が自分自身に価値を見出すことができるようになるのは、パートナーや社会組織が自分のことを信じてくれることをきっかけとしていることが多く<sup>1)</sup>、また、創造的で建設的な活動を楽しむことができるようになるのは、そのような活動がやりがいのある楽しい

---

\* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

1) Maruna, S., *Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild their Lives*, Washington, DC: American Psychological Association, 2001 [津富宏・河野莊子監訳『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」—元犯罪者からのナラティブから学ぶ』(明石書店, 2013年)], 翻訳書, 135頁。

ものであると再定義することを学習した結果だからである<sup>2)</sup>。元犯罪者が自分の人生を生産的で意味がある人生として書き直す過程について知るためには、元犯罪者と、そのような人生をすでに経験している他者との交流に目を向ける必要がある。

元犯罪者と他者との関係は、犯罪からの離脱を理解するにあたって結婚や就職などの「ターニング・ポイント (turning point)」を重視するとしても、なお検討に値するものである。ラウブ (John H. Laub) と Sampson (Robert J. Sampson) によれば、元犯罪者は結婚や就職という「ターニング・ポイント」によって「日常的活動 (routine activity)」が構造化されることで「必然的に (by default)」犯罪から離脱するのだという<sup>3)</sup>。仮に、このような彼らの説明が、「ターニング・ポイント」そのものがもつ力を重視するものなのであれば、重要なのは元犯罪者の生活に「ターニング・ポイント」が発生するかどうかであって、元犯罪者と他者の関係を検討する必要はないかもしれない。しかしながら、ラウブと Sampson の説明の前提には、元犯罪者が家族や仕事に自分の時間やエネルギーを費やすことで、それらとの間に「社会的絆 (social bond)」が形成／強化されるという理解がある<sup>4)</sup>。彼らは、ライフ・イベントの発生そのものに着目しているのではなく、元犯罪者と家族などの他者との間の「社会的絆」が形成／強化される過程に着目しているのである。したがって、「ターニング・ポイント」によって元犯罪者の「日常的活動」が構造化されていくという点を重視するのだとしても、その際、元犯罪者との間に「社会的絆」が形成される他者の存在を無視することはできない (このことは、結婚や

---

2) *Ibid.*, 翻訳書, 175-177頁。

3) Laub, J.H. and Sampson, R.J., *Shared Beginnings, Divergent Lives: Delinquent Boys to Age 70*, Cambridge: Harvard University Press, 2003, p. 147.

4) Sampson, R.J. and Laub, J.H., *Crime in the Making: Pathways and Turning Points through Life*, Cambridge: Harvard University Press, 1993, pp. 140-143; See, Hirschi, T., *Causes of Delinquency*, California: University of California Press, 1969 [森田洋司・清水新二監訳『非行の原因—家庭・学校・社会のつながりを求めて』(文化書房博文社, 1995年)].

子どもができた場合に特に当てはまる。))。

ところで、犯罪からの離脱は、テストステロンやセロトニンといった神経伝達物質の分泌量の変化による人間行動の変化、という生物学的観点からの説明も可能である<sup>5)</sup>。仮に、神経伝達物質の分泌という生物学的作用は社会環境によって左右されるものではないと理解するのであれば、生物学的観点からの説明を徹底することで、犯罪からの離脱を解明するうえで、元犯罪者と他者との交流について検討する必要はなくなるかもしれない。しかしながら、現在の生物学理論の大半は、人間の行動が生物学的要因によって先天的に運命づけられているとする考え方を否定しており<sup>6)</sup>、人間の行動は、生物学的要因と、他者との交流を含む社会環境との相互作用によって形成されるということを明らかにしている<sup>7)</sup>。このように、人間の行動を生物学的要因のみによって説明することは、少なくとも現在においては適切とはいえず、犯罪からの離脱のメカニズムを説明する際に生物学的要因の存在を重視するのだとしても、やはり、元犯罪者と交流する他者の存在を無視することはできない。

要するに、モフフィット (Terry E. Moffitt) の分類に従い、神経心理学的な要因のために幼少期から逸脱行動を開始して人生を通して犯罪を行い続けるという「ライフコース持続性群 (Life-Course Persistent)」の存在を

- 
- 5) E.g., Collins, R.E., 'Onset and Desistance in Criminal Careers: Neurobiology and the Age-Crime Relationship,' *Journal of Offender Rehabilitation*, 39(3), 2004, pp. 1-19.
- 6) Lilly, J.R., Cullen, F.T. and Ball, R.A., *Criminological Theory*, 5th ed., London: SAGE, 2011 [影山任佐監訳『犯罪学—理論的背景と帰結』(金剛出版, 2013年)], 翻訳書, 363頁。
- 7) Eagleman, D., *The Brain: The Story of You*, New York: Pantheon, 2015 [大田直子訳『あなたの脳のはなし—神経科学者が解き明かす意識の謎』(早川書房, 2017年)]; Raine, A., *The Anatomy of Violence: The Biological Roots of Crime*, New York: Pantheon, 2013 [高橋洋訳『暴力の解剖学—神経犯罪学への招待』(紀伊国屋書店, 2015年)]; Rowe, D.C., *Biology and Crime*, Los Angeles, CA: Roxbury, 2002 [津富宏訳『犯罪の生物学—遺伝・進化・環境・倫理』(北大路書房, 2009年)].

認める<sup>8)</sup>か、ゴットフレッドソン（Michael R. Gottfredson）とハーシー（T. Hirschi）の General Theory of Crime のように、人間の犯罪性は幼少期に確立したのち生涯を通して不変であるとする<sup>9)</sup>のでない限り、犯罪からの離脱について知る際には、元犯罪者を取り巻く他者について検討を行う必要がある<sup>10)</sup>。そして、このことは、犯罪からの離脱に関する先行研究<sup>11)</sup>を、他者という視点で整理することの可能性を示唆している。

2014年に犯罪対策閣僚会議が宣言した「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」では、「犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会環境を構築することが不可欠である」として、更生の途上にある元犯罪者に対して、国民一人ひとりが手を差し伸べるような社会を創り上げることが宣言されている。また、2018年に兵庫県明石市が策定した「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例（平成30年12月26日条例第42号）」は、「第4章 地域社会における共生」において、市や関係機関そして市民に対し、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく平穏な日常生活を継続することができるように日頃から配慮すること（14条1項）、日常生活等に関する相談に応じること（15条）、地域活動に参加できるように配慮すること（16条）を求めている。このように、わが国の再犯防止対策は、現在、元

---

8) Moffitt, T.E., 'Adolescence-Limited and Life-Course-Persistent Antisocial behavior: A Developmental Taxonomy,' *Psychological Review*, (100), 1993, pp. 674-701.

9) Gottfredson, M.R. and Hirschi, T.A., *General Theory of Crime*, Stanford: Stanford University Press, 1990 [大淵憲一訳『犯罪の一般理論—低自己統制シンドローム』（丸善出版、2018年）].

10) もっとも、モフィット説と General Theory of Crime は、 Sampson とラウブによる元非行少年の長期追跡調査によって否定されているのであるが。

11) 犯罪からの離脱に関する先行研究については、拙稿「犯罪からの離脱のメカニズム—更生保護の理論的基盤を求めて—」中央大学大学院研究年報法学研究科篇47号（2018年）189-205頁、同「離脱研究の『問題』と『解答』の構図」比較法雑誌53巻4号（2020年）257-276頁ですすでに触れている。

犯罪者を受け入れる地域社会の側に対しても変化を求める方向性を示している<sup>12)</sup>。

では、元犯罪者を犯罪に戻さないような「立ち直りをみんなで支える明るい社会」、あるいは、「地域社会における共生」とはどのようなもので、それを実現するためにはどのような仕組みが必要か。本稿は、犯罪からの離脱に関する先行研究を他者という視点で改めて整理することを通して、この問いに対する示唆を得ようとするものである。

## II 元犯罪者にとっての「重要な他者」

サザランド (Edwin H. Sutherland) によれば、犯罪行動はコミュニケーションの過程で他者との相互作用において学習され、法律違反への肯定的意義づけがその否定的意義づけを超過するときには人は犯罪者となるという<sup>13)</sup>が、このことは、向社会的な他者との相互作用において非犯罪的な行動が学習され、法律違反への否定的意義づけがその肯定的意義づけを超過するならば、元犯罪者が犯罪から離脱することを示唆している。この点、犯罪から離脱している元犯罪者に関する複数の調査において、結婚や就職によって、元犯罪者がそれまで有していた、犯罪に親和的な同輩とのネットワークが、配偶者や職場の同僚などといった新たな向社会的なネットワークに取って代わられていることが明らかになっている<sup>14)</sup>。元非行少年の長期追跡調査を通して Sampson とラウブがその存在を指摘した、結婚や就職に代表される「ターニング・ポイント」とは、元犯罪者のネットワー

12) 宮園久榮「再犯防止とコミュニティの『ヴィジョン』」法学新報125巻11・12号 (2019年) 275-276頁。

13) Sutherland, E.H., *Principles of Criminology*, 4th ed., Chicago: Lippincott, 1947 [東京大学刑法研究会訳『刑事学原論 上巻』(朝倉書店, 1950年)].

14) E.g., Warr, M., 'Life-Course Transitions and Desistance from Crime,' *Criminology*, 36(2), 1998, pp. 183-216; Wright, J.P. and Cullen, F.T., 'Employment, Peers, and Life-Course Transitions,' *Justice Quarterly*, 21(1), 2004, pp. 183-205.

クに変化をもたらし、他者との新たな相互作用の機会を提供するものとして理解できる。

Sampsonとラウブが観察したところによれば、犯罪から離脱している元非行少年の多くは、「ターニング・ポイント」によって、「日常的活動」が構造化されて家族などとの「社会的絆」が強化され、そのことによって「日常的活動」がさらに構造化されていたという。しかしながら、彼らは同時に、犯罪を持続的に行っている者の間に、「ターニング・ポイント」を経てもなお、生活が秩序立っていないという特徴がみられることも明らかにしている<sup>15)</sup>。さらに悪い場合には、たとえば、結婚という「ターニング・ポイント」が「逆効果となって (backfiring)」、元非行少年の生活を悪化させているようにさえ見える場合があることも指摘されている<sup>16)</sup>。このように、「ターニング・ポイント」が元犯罪者のネットワークに変化をもたらすもののだとしても、そのことによって、必ずしもすべての元犯罪者が犯罪から離脱するとは限らず、元犯罪者の生活に大した変化がみられないこともあれば、その生活が悪化してしまうこともある。したがって、問題は、「ターニング・ポイント」の有無それ自体ではなく、元犯罪者を犯罪から離脱させる「ターニング・ポイント」とはどのようなものか、ということになる。

ところで、Sampsonとラウブがいうところの「ターニング・ポイント」を「変化のための留め具 (hooks for change)」と名付けているジョルダノ (Peggy C. Giordano) によれば、「変化のための留め具」が犯罪者の行動変容に影響を及ぼす程度は様々であるものの、効果的な留め具には、以下の三つの特徴がみられるという。すなわち、①変化した個人として前進していく方法を示す具体的な「青写真 (blueprint)」を提供するものであること、②元犯罪者の関心を現在および将来の問題に向かわせる「投影的 (projective)」要素を有しており、この要素が「建設的なテーマ

---

15) Laub and Sampson, *op. cit. supra* note 3, p. 194.

16) *Ibid.*, p. 174.

(positive theme)」とより望ましい新たなアイデンティティにつながっていること、③「遵法的な他者へと通じる入口 (gateway to conforming others)」を提供するものであること、である<sup>17)</sup>。

元非行少年を対象に行った質的調査の結果から、ジョルダーノとその同僚は、元非行少年自身が積極的に行動を変化させている場合、その積極性は配偶者などの「パートナーの規範的な方向づけ (partner's normative orientation)」に直接関連していることを明らかにした<sup>18)</sup>。すなわち、元犯罪者と対照的な、非犯罪的な方向づけとライフスタイルを有するパートナーの行動は、元犯罪者に対し、法を遵守すること、あるいは、「真っ当な人生 (straight life)」へのひとつのロードマップを提示するものであり、元犯罪者はこのようなパートナーの行動を参考に自身の行動を変化させていくのだという<sup>19)</sup>。効果的な留め具が具体的な「青写真」を提供するというのは、以上のような理解によるものである。

効果的な留め具の二つめの特徴としてジョルダーノが指摘する「投影的」要素は、それ自体難解な概念であるが、人が行為者として立ち振る舞う際に、社会生活において立ち現れる困難や不確実性に対処するために過去の慣習や伝統に基づくルーティンを再構築／刷新して新たな思考と行為の可能性を生み出していることを表す言葉として用いられているようである<sup>20)</sup>。ジョルダーノが犯罪からの離脱に関する文脈でこの言葉をどのような意味で用いているのかは必ずしも定かではないが、たとえば結婚という

17) Giordano, P.C., 'Mechanisms underlying the Desistance Process: Reflections on "A Theory of Cognitive Transformation",' in Shapland, J., Farrall, S. and Bottoms, A.E., eds., *Global Perspectives on Desistance: Reviewing What We Know, Looking to the Future*, London: Routledge, 2016, pp. 21-22.

18) Giordano, P.C., Cernkovich, S.A. and Rudolph, J.L., 'Gender, Crime, and Desistance: Toward a Theory of Cognitive Transformation,' *American Journal of Sociology*, 107(4), 2002, p. 1045.

19) *Ibid*, p. 1045; See, Giordano, *op. cit. supra* note 17, p. 21.

20) See, Emirbayer, M. and Mische, A., 'What is Agency?,' *American Journal of Sociology*, 103(4), 1998, pp. 962-1023.

留め具は、家庭的な男性になるという「建設的なテーマ」と家庭的な男性という新たなアイデンティティを元犯罪者に意識させ、元犯罪者の関心を、そのテーマの実践とアイデンティティの獲得を成功させるうえで障害となる現在および将来の問題へと向かわせるときに、効果的であるということになるだろう。もっとも、そのような問題に対処する際には、他者の協力を必要とすることもあり、その場合には、他者の積極的な関与とサポートが得られることも、留め具を効果的なものにする要素となる<sup>21)</sup>。

最後に、ジョルダーノとその同僚によれば、「変化のための留め具」は、元犯罪者の向社会的な領域への最初の一步を後押しすることができるならば、犯罪からの離脱をより成功させることができるという<sup>22)</sup>。このような「遵法的な他者へと通じる入口」としての留め具の優れた例としてジョルダーノがあげるのが、向社会的な配偶者との結婚である。というのも、向社会的な配偶者は、しばしば、継続的なサポートを提供して元犯罪者の新たな生活を強化してくれるような家族や友人との絆を有しているからである<sup>23)</sup>。

以上のようなジョルダーノの理解を前提とするならば、「変化のための留め具」ないし「ターニング・ポイント」は、元犯罪者に対して、「真っ当な生活」を継続して新たなアイデンティティを獲得するための具体的なモデルを提供したり、その過程を成功させるための継続的なサポートを提供するものであるとき、元犯罪者の犯罪からの離脱をより成功に導くことができることになる。そして、そのような効果的な「変化のための留め具」ないし「ターニング・ポイント」は、多くの場合、「真っ当な生活」のモデルを提供し、かつ／あるいは、その生活を実践するうえに必要なサポートを提供する他者とのネットワークを元犯罪者に提供するものであり、このようなネットワークを構成する他者は、「重要な他者（significant

---

21) Giordano, *op. cit. supra* note 17, pp. 21–22.

22) Giordano, P.C., Cernkovich, S.A. and Rudolph, J.L., *op. cit. supra* note 18, p. 1056.

23) Giordano, *op. cit. supra* note 17, p. 22.

others)」として、元犯罪者が犯罪から離脱するうえで重要な役割を果たしている<sup>24)</sup>。

なお、「重要な他者」は「一般化された他者 (generalized others)」<sup>25)</sup>のような個人に内在化された存在ではなく、あくまでも元犯罪者と相互作用する外在的な存在であるが、必ずしも人間でなければならないわけではなく、たとえば、神という超越的な存在が「重要な他者」と似たような役割を果たしている場合があることも観察されている<sup>26)</sup>。

### III 「重要な他者」としての当事者

ところで、元犯罪者にとって、このような「重要な他者」と出会うことは必ずしも容易なことではない。そもそも、元犯罪者の中には、社会の中で「真つ当な生活」を送るうえで、多くの困難を抱えている者も少なくない。ボトムズ (A. Bottoms) とシャプランド (J. Shapland) が元犯罪者の長期追跡調査から明らかにしているように、元犯罪者は、彼らを再犯へと誘うような生活上の要素 (犯罪に親和的な同輩や薬物依存など) を克服するだけでなく、生活費を稼ぐ新たな方法を見つける必要があったり、住居や借金の問題を解決しなければならないことが多い<sup>27)</sup>が、これらの問題に

24) Mears, A., 'Effects of Relationships with "Significant Others" that can contribute to Offender Rehabilitation,' *Euro Vista*, 1(2), 2010, pp. 79-88.

25) Mead, G.H., *Mind, Self and Society*, Chicago: The University of Chicago Press, 1934 [河村望訳『精神・自我・社会』(人間の科学社, 1995年)].

26) See, e.g., Maruna, S., Wilson, L. and Curran, K., 'Why God is often found Behind Bars: Prison Conversions and the Crisis of Self-Narrative,' *Research in Human Development*, 3(2=3), 2006, pp. 161-184; Giordano, P.C., Longmore, M.A., Shroeder, R.D. and Seffrin, P.M., 'A Life-Course Perspective on Spirituality and Desistance from Crime,' *Criminology*, 46(1), 2008, pp. 99-132.

もっとも、この場合には、宗教上の教えが明確な「青写真」となったり、他の信者や教会との交流が増えて彼らからサポートが得られやすくなるということが重要なようである。

27) Bottoms, A. and Shapland, J., 'Learning to Desist in Early Adulthood: The Shef-

対処しながら新しい仲間やこれまでとは違うなすべきことをみつけ出すことは容易なことではない。このことは、元犯罪者が新たなアイデンティティを獲得する場合も同様である。「元犯罪者にとってただちに利用可能な変化の物語がほとんどないばかりでなく、この変化を表現するのに適切な言葉や話さえないのかもしれない」<sup>28)</sup>状況では、模範となるアイデンティティをみつけること自体、決して容易ではない。

元犯罪者への質的調査を通してニュージェント (B. Nugent) とシンケル (M. Schinkel) が明らかにしているように、元犯罪者は、再犯に陥らないように、犯罪に親和的な同輩との縁を切り、新たな役割やアイデンティティを獲得しようと試みる一方、元犯罪者にとって新たな関係性を構築することは容易ではなく、元犯罪者の中には、孤独を経験する者も存在する。孤独の中にいる元犯罪者は、普通に働くという目標も、向社会的な親や配偶者としてのアイデンティティを獲得するという目標も叶えることができず、自己肯定感を低めていき、最終的に、新たな生活という希望をあきらめていくことがあるのだという<sup>29)</sup>。

ニュージェントとシンケルによれば、このような「犯罪からの離脱に伴う痛み (pains of desistance)」に対処するひとつの方法は、犯罪からの離脱という困難な道のりを他者と共有することである、という。元犯罪者

---

field Desistance Study,' in Shapland, J., Farrall, S. and Bottoms, A.E., eds., *Global Perspectives on Desistance: Reviewing What We Know, Looking to the Future*, London: Routledge, 2016, pp. 99-125; Shapland, J. and Bottoms, A., 'Desistance from Crime and Implications for Offender Rehabilitation,' in Liebling, A., Maruna, S. and McAra, L., eds., *The Oxford Handbook of Criminology*, 6th ed., Oxford: Oxford University Press, 2017, p. 756.

28) Maruna, *op. cit. supra* note 1, 翻訳書, 233頁。

29) Nugent, B. and Schinkel, M., 'The Pains of Desistance,' *Criminology & Criminal Justice*, 16(5), 2016, pp. 568-584.

ニュージェントとシンケルは、向社会的なネットワークとつながることができなかつたり、新たな活動に従事できないことで社会から疎外されることが、自尊心や自己肯定感の低減、精神衛生上の問題、自殺のリスク増大につながる可能性を指摘する (p. 579)。

は、自分と同じ希望と熱望をもっている者や同じ障害を克服しなければならない者となつながら、互いに支えあうことで、犯罪からの離脱に伴う痛みを軽減し、新たなアイデンティティを獲得しやすくなるのではないかと、として、彼らは、元犯罪者による互助的な活動の意義を指摘する<sup>30)</sup>。実際、マルナが観察したところによれば、元犯罪者にとって、当事者が集まる自助グループや非営利団体などによって運営されている再統合プログラムは、「生産的な活動に触れることができ、経験することができる、多くの場合、唯一の方途である」<sup>31)</sup>と同時に、元犯罪者に初めての成功体験を与える自助グループや再統合プログラムを提供する団体は、「対象者から宗教的とも言える支持を得ている」のだという<sup>32)</sup>。

マルナによれば、自助グループや再統合プログラムの多くは、参加者が互いに助け合い、相互に利益を得るという考え方に基づいており、たとえば、ある元犯罪者の自助グループでは、他の元犯罪者を「引き上げる」のを手助けすることをミッションに含めているのだという<sup>33)</sup>。マルナは、このような相互性の治療的な力に着目し、元犯罪者が他の当事者の更生の手助けをすることが、その元犯罪者自身のエンパワメントや治療に資するものであるということを描き示している<sup>34)</sup>。実際、当事者グループで活動する元受刑者に対する複数のインタビュー調査が、自助グループにおいて他者を助けるという行為が自己肯定感を高めたり、当事者間でのサポートを得ることの一助となり、「真つ当な生活」を維持することを可能にしていることを明らかにしている<sup>35)</sup>。

---

30) *Ibid*, p. 581.

31) Maruna, *op. cit. supra* note 1, 翻訳書, 180頁。

32) *Ibid*, 翻訳書, 179頁。

33) *Ibid*, 翻訳書, 179頁。

34) *Ibid*, 翻訳書, 173頁。See, Cressey, D.R., 'Changing Criminals: The Application of Differential Association,' *American Journal of Sociology*, 61(2), 1955, pp. 116-120.

35) LeBel, T.P., 'An Examination of the Impact of Formerly Incarcerated Persons Helping Others,' *Journal of Offender Rehabilitation*, 46(1=2), 2007, pp. 1-24; LeB-

ところで、元犯罪者という一見すると隠したくなるような経歴をむしろ他者のために積極的に使って他の元犯罪者の更生をサポートし、さらにそのことによって自分自身の更生の道りを確固たるものに行っている者の姿は、これから「真っ当な生活」を試みようとしている元犯罪者にとって、ひとつの大きなモデル・ケースとなり得る。犯罪を行ったという過去や元犯罪者として社会で生活するうえで直面する困難を共有しながら、それらを克服して「真っ当な生活」を送ることに成功している者の姿ほど、元犯罪者にとって望ましい「青写真」は存在しないからである。

メンター制度の効果に関して行われた調査研究の間では、スタッフと利用者が似たような境遇や経験を有している場合により望ましい効果が生まれるということについて証拠が得られているとされている<sup>36)</sup>。この点、当事者メンター制度の参加者に対するインタビュー調査を行ったバック（G. Buck）は、調査対象者の多くが、自分と似たような困難に直面しながらそれを克服する新たな道りを見出したモデルを必要としているが、当事者はまさに、犯罪を行ったという問題の多い過去を抱えているにもかかわらず手に入れることができる将来の生活のひとつを提供してくれる者として、他の元犯罪者を鼓舞してくれる存在となっていることを明らかにしている<sup>37)</sup>。また、ワシントン D.C. で行われている、元受刑者も多く参加し

---

el, T.P., Richie, M. and Maruna, S., 'Helping Others as a Response to reconcile a Criminal Past: The Role of the Wounded Healer in Prisoner Reentry Programs,' *Criminal Justice & Behavior*, 42(1), 2015, pp. 108–120; Heidemann, G., Cederbaum, J.A., Martinez, S. and LeBel, T.P., 'Wounded Healers: How Formerly Incarcerated Women help themselves by Helping Others,' *Punishment & Society*, 18(1), 2016, pp. 3–26.

36) Finnegan, L., Whitehurst, D. and Deaton, S., *Models of Mentoring for Inclusion and Employment: Thematic Review of Existing Evidence on Mentoring and Peer Mentoring*, Centre for Economic & Social Inclusion, 2010, p. 14.

37) Buck, G., "I wanted to feel the Way they did": Mimesis as a Situational Dynamic of Peer Mentoring by Ex-Offenders,' *Deviant Behavior*, 38(9), 2016, pp. 1027–1041.

ている職業訓練プログラムを運営している DC セントラルキッチンの活動を分析したマシューズ (E. Matthews) とその同僚は、受刑当事者スタッフの間で、刑事施設に収容された過去とそこからの回復が共有されているという事実によって、彼らの絆の形成が助けられ、互いに助けを求めることができるようになったり、他のスタッフからの批判や、困難を克服するためのアドバイスが受け入れられやすくなっていることを明らかにしている<sup>38)</sup>。

このように、当事者は、元犯罪者として種々の困難を経験しながらも、それらを克服して「真っ当な生活」を現に送っている者であり、その姿は、元犯罪者にとって、犯罪から離脱した将来の生活を思い描き実践していくうえでのひとつのモデルを提供するものであることが確認されている。当事者は、元犯罪者にとっての「重要な他者」となりやすい存在であるといえるだろう。

#### IV 政策への示唆

以上のような、メンター制度などの当事者活動に関する種々の調査結果は、刑事司法制度内外における当事者活動の（再）評価をその帰結として導くものである。

すでにみてきたように、元犯罪者の犯罪からの離脱を誘う「重要な他者」の典型例として、ジョルダノーはしばしば向社会的な配偶者やパートナーを指摘しているが、犯罪者に配偶者やパートナーを国や地方公共団体が用意するという仕組みは、仮にその必要性が認められたとしても、法的／

---

38) Matthews, E., Bowman, R., Whitbread, G. and Johnson, R., 'D.C. Central Kitchen: Peer Mentoring, Structure and Self-Empowerment play a Critical Role in Desistance,' *Journal of Offender Rehabilitation*, 59(1), 2020, pp. 22-43.

DC セントラルキッチンの活動については、以下のホームページでその概要を確認することができる。https://dcentralkitchen.org/ [最終閲覧日：2020年7月30日].

倫理的に克服しなければならない点が少なくない。他方、当事者である元犯罪者を、犯罪者の更生のためのプログラムにスタッフとして参加させる仕組みは、すでにいくつかの国において実践されている例がある。たとえば、マルナもたびたび言及している、米国でかつて展開されていた「ニュー・キャリア運動（New Careers Movement）」では、被收容者や元犯罪者が、他の被收容者や社会内監督に付されている犯罪者の更生のための当事者スタッフとして働くことが認められていたとされており、マルナとその同僚は、この「ニュー・キャリア運動」を、元犯罪者が歩む「2マイル目」として高く評価している<sup>39)</sup>。当事者である元犯罪者を他の犯罪者の更生のためのプログラムにスタッフとして参加させることは、再犯を減少させたい刑事司法制度の関係者も含め、そのプログラムに関与するすべての者にとって利益となり得る、実現可能な選択肢のひとつである。

「ニュー・キャリア運動」自体は、nothing works 論争の結果、他の社会復帰プログラムとともに米国の公的なステージからは姿を消してしまったものの、このプログラムにおける最も重要な原則である自助／互助の考え方は、たとえばマシューズとその同僚が分析したDCセントラルキッチンなどにもみられるように、現在でも民間団体や自助グループの間で共有されているとされる<sup>40)</sup>。ニクソン（S. Nixon）は、このような既存の当事者活動を、包摂的な刑事司法文化を創り出し、犯罪からの離脱に焦点を当てた環境を促進することができるプロフェッショナリズムとして扱うべきであると指摘している<sup>41)</sup>。

---

39) *E.g.*, Maruna, S. and LeBel, T.P., 'Strengths-Based Approaches to Recovery: Extra Mileage toward Reintegration and Destigmatization,' *Japanese Journal of Sociological Criminology*, (34), 2009, pp. 59-81 [平井秀幸訳「再参入に向けた長所基盤のアプローチ—再統合と脱スティグマ化への更なるマイル」日本犯罪社会学会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』（現代人文社、2011年）102-130頁]。

40) Maruna, *op. cit. supra* note 1, 翻訳書, 179頁。

41) Nixon, S., "Giving back and Getting on with my Life": Peer Mentoring, Desistance and Recovery of Ex-Offenders,' *Probation Journal*, 67(1), 2020, p. 61.

もっとも、このように当事者活動を（再）評価することは、必ずしも、非当事者の行う処遇やサポートが、犯罪からの離脱に対して有効でないということの意味することにはならない。特に英国では、nothing works 論争の後に登場した What Works? アジェンダと離脱研究が結びつき、プロベーションで行われる処遇が犯罪からの離脱にどのような効果を有しているのかを明らかにしようとする研究がさかんに行われており、それらの調査結果から、プロベーションで行われる処遇がプロベーション対象者の犯罪からの離脱を成功に導いている例が確認されている<sup>42)</sup>。

レックス (S. Rex) は、プロベーション・オフィサーとその対象者に実施したインタビュー調査を通して、プロベーションで行われる処遇によってプロベーション対象者の行動が変化するメカニズムについて、以下のようなことを明らかにしている。すなわち、プロベーション対象者が、自身が受けた処遇を概ね好意的に評価しており、また、プロベーション対象者とプロベーション・オフィサーの関係が良好であるということ；そのことと関連して、プロベーション対象者は、プロベーション・オフィサーからのアドバイスや指針を受け入れていることが多いが、この場合、プロベーション・オフィサーは「権威主義的 (authoritarian)」な態度を示すのではなく、プロベーション対象者と真剣に向き合うことで形成されたプロベーション対象者との信頼関係に基づく助言やサポートを行っているということ；そして、このような関係性を背景に、プロベーションは単なるモニタリングや監視となってはならず、プロベーション対象者が主体的にプロベーションに参加して、自身が抱える問題を解決しようとしていた、ということである<sup>43)</sup>。

---

42) E.g., Farrall, S., 'Understanding Desistance in an Assisted Context: Key Findings from Tracking Process on Probation,' in Shapland, J., Farrall, S. and Bottoms, A.E., eds., *Global Perspectives on Desistance: Reviewing What We Know, Looking to the Future*, London: Routledge, 2016, pp. 187-203.

43) Rex, S., 'Desistance from Offending: Experiences of Probation,' *Howard Journal of Criminal Justice*, 38(4), 1999, pp. 366-383.

また、ファラル（S. Farrall）は、プロベーション・オフィサーと彼らが担当しているプロベーション対象者に対して実施したインタビュー調査を通して、プロベーション・オフィサーがプロベーション対象者を取り巻く社会的文脈へと介入し、プロベーション対象者が「人的資本（human capital）」や「社会資本（social capital）」を獲得して住居、薬物依存、金銭問題、就職などの困難を解決することができるようにすることの必要性を指摘している<sup>44)</sup>。具体的にファラルは、プロベーション・オフィサーがなすべきこととして、プロベーション対象者のスキルとニーズに見合った仕事をその地域の中からみつけ出すこと<sup>45)</sup>や、プロベーション対象者が家庭内の問題に対処するのをサポートすること<sup>46)</sup>などをあげている。実際、彼が調査したプロベーション・オフィサーの中には、それらを行っている者もあり、そのことがプロベーション対象者の犯罪からの離脱をサポートしていることが確認されている。

プロベーション・オフィサーは、プロベーション対象者とその背景や経験を共有しているわけではないため、必ずしも、「真っ当な生活」のモデルを当事者のように提供することはできない。とはいえ、プロベーション対象者が抱えている困難を体系的に把握し、彼らに効果的なサポートを提供することは可能である。特に、行政官であるプロベーション・オフィサーは、複数の専門的プログラムや行政サービスの調整を行いやすい立場にある。したがって、プロベーションが、専ら懲罰的なものとして、あるいは、プロベーション対象者のリスクを管理する手段として運用されるのではなく、プロベーション・オフィサーとプロベーション対象者との間に相互的な信頼関係が築かれることを前提に、プロベーション対象者が社会生活を送るうえでのニーズに対処するものとして運用されるのであれば、プロベーション・オフィサーは、犯罪からの離脱に必要なサポートを効果的

---

44) Farrall, S., *Rethinking What Works with Offenders: Probation, Social Context and Desistance from Crime*, Cullompton: Willan, 2002.

45) *Ibid.*, p. 221.

46) *Ibid.*, p. 227.

に提供することができる存在となり、プロベーション対象者にとっての「重要な他者」と呼ぶことができる場合も出てくることになる。英国では、サッチャリズムの影響を受けてから、社会内処罰あるいは管理主義的な様相を呈してきたプロベーションのパラダイム・シフトを期待し、上述のような関係性を、プロベーション・オフィサーとプロベーション対象者との間で構築することの必要性が指摘されている<sup>47)</sup>。

以上のように、元犯罪者に対し犯罪から離脱した生活のモデルを提供し、かつ／あるいは、その生活を実践するうえで必要なサポートを提供する「重要な他者」の存在は、犯罪から離脱した元犯罪者の中で確認できる特徴のひとつとなっている。

「重要な他者」になり得る存在の好例として、本稿では特に、向社会的な配偶者やパートナー、当事者、プロベーション・オフィサーに言及したが、これらはいくまでも一例であり、その他の者が「重要な他者」となり得ることを否定するものではない<sup>48)</sup>。また、ある元犯罪者にとっての「重要な他者」が、必ずしもすべての元犯罪者にとっての「重要な他者」と呼べるわけでもない。このように、ある人物がある元犯罪者にとっての「重要な他者」と呼べるかどうかは、あくまでも、その者らの個別具体的な相互作用ないし関係性のあり方によって判断されるべき事柄である。今後は、英米の先行研究で確認されている「重要な他者」という存在が、わが国においても支持されるものであるのかどうかを実証研究によって検証していく必要があるが、その際には、調査の対象となる人々をカテゴリー

47) McNeill, F., 'The Fuel in the Tank or the Hole in the Boat?: Can Sanctions support Desistance?,' in Shapland, J., Farrall, S. and Bottoms, A.E., eds., *Global Perspectives on Desistance: Reviewing What We Know, Looking to the Future*, London: Routledge, 2016, pp. 265–281; Burnet, R. and McNeill, F., 'The Place of the Officer-Offender Relationship in Assisting Offenders to desist from Crime,' *Probation Journal*, 52(3), 2005, pp. 221–242.

48) 「重要な他者」となり得る存在として、他にも、プロフェッショナル・ワーカー、刑務所スタッフ、ボランティアなどが指摘されている。Mears, *op. cit. supra* note 24, p. 82.

（当事者，保護観察官，保護司，社会福祉士など）として扱うのではなく，彼らが互いに関わりあいながらそれぞれの日常を送る一人ひとりの人間であることを前提に，ひとつひとつの相互作用ないし関係性を丹念に分析／記述するという作業を徹底する必要があるだろう。

いずれにせよ，英米の先行研究において共通して確認できるのは，犯罪から離脱している元犯罪者は，「（重要な）他者」との継続的な相互作用を通じた関係性の構築という「プロセス」<sup>49)</sup>の中にある，ということである。

犯罪対策閣僚会議が打ち出した「立ち直りをみんなで支える明るい社会」では，「犯罪や非行をした者を社会から排除し，孤立させるのではなく，責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE-ENTRY）」が構想されており，「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」が掲げる「地域社会における共生」においては，市，関係機関そして市民が，元犯罪者からの日常生活等に関する相談に応じることや彼らが地域活動に参加できるように配慮することを通して，元犯罪者を地域社会において孤立させないという意志が表明されている。このような，わが国の再犯防止対策が志向する，元犯罪者を犯罪に戻さないような「立ち直りをみんなで支える明るい社会」，あるいは，「地域社会における共生」とは，上述のような「プロセス」を元犯罪者とその他の市民（当事者，保護司，保護観察官，社会福祉士などを含む。）が共有する社会，すなわち，あるひとりの元犯罪者とその他の市民が継続的な相互作用を通して関係性を構築していくような社会を目指すものであるとはいえないだろうか。そうであるならば，そのような社会を実現するためには，元犯罪者とその他の市民の関係性構築をサポートすることができる当事者活動や更生保護制度などを国と地方公共団体が支える／活用することを前提として，元犯罪者がより多くの市民と触れあうことができ，また，元犯罪者とその他の市民が継続的に関わりあうことができるような仕組みを整えることが，今後の再犯防止対策に

---

49) See, Maruna, S. and Farrall, S., 'Desistance from Crime: A Theoretical Reformulation,' *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, Sonderheft, (43), 2004, pp. 171-194.

とって、重要な鍵となるように思われる<sup>50)</sup>。

---

50) 伊藤康一郎「犯罪者処遇総説」罪と罰53巻1号(2015年)105頁, 日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』(現代人文社, 2009年)もみよ。

そして、おそらく、元犯罪者とその他の市民との関係性は、他の市民が元犯罪者を一方的にサポートするという一方向的なものではなく、元犯罪者とその他の市民とが互いに助けあい、支えあうような、双方向的、互惠的、協働的なものであることが望ましい(See, Weaver, B. and McNeill, F., 'Lifelines: Desistance, Social Relations, and Reciprocity,' *Criminal Justice & Behavior*, 42(1), 2015, pp. 95-107; 吉間慎一郎『更生支援における「協働モデル」の実現に向けた試論—再犯防止をやめれば再犯は減る』(LABO, 2017年))。

もっとも、元犯罪者と被害者の関係性については、より慎重な検討を要する。また、本稿の趣旨からは逸れるが、被害者とその他の市民との関係性についても、今後、検討していきたい。